

つがる西北五広域連合顧問の勤務条件等に関する規則

平成 20 年 3 月 28 日

規 則 第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、つがる西北五広域連合規約（平成 11 年青森県知事許可）第 16 条の 2 の規定に基づきつがる西北五広域連合（以下「広域連合」という。）に置く顧問（以下「顧問」という。）の勤務条件等について必要な事項を定めるものとする。

(勤務日及び勤務時間)

第 2 条 顧問の勤務日数は月に 10 日以内とし、その勤務日は広域連合事務局長（以下「事務局長」という。）が定める。

2 顧問の勤務時間は、1 日につき 6 時間以内で事務局長が定める。

(休暇)

第 3 条 顧問の有給休暇の日数は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 39 条第 3 項の規定による日数（別表）とする。

2 休暇の届出及び整理については、広域連合の職員の例による。

(秘密を守る義務)

第 4 条 顧問は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

継続勤務 年数(年)	0. 5	1. 5	2. 5	3. 5	4. 5	5. 5	6. 5 以上
付与日数 (日)	3	4	4	5	6	6	7